

(平成 30 年度通常総会 第 2 号議案)

NPO 法改正に伴う定款第 54 条の変更

特定非営利活動法人 江戸城天守を再建する会

平成 28 年 6 月に特定非営利活動促進法が改正され、平成 29 年 4 月から施行されました。

主な改正点は以下の 2 点です。

- ① 資産の総額登記が不要になり、貸借対照表の公告が必要になる。
- ② 事業報告書等の備置期間が約 3 年から、約 5 年になる。

上記①について定款第 54 条を以下の通り変更します。

新旧対照表

新	旧
(公告の方法) 第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 <u>ただし法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。</u>	(公告の方法) 第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。